

国立大学法人滋賀医科大学監事候補者選考委員会規程

令和元年12月27日制定

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項に基づき、監事の候補者選考について審議するため、監事候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 監事候補者の選考に関する事項
- (2) その他監事候補者の選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事 2名
 - (3) 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員 2名
 - (4) 事務局長
- 2 前項第3号に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。